

丸岡公認会計士事務所

税 経 月 報

〒536-0007 大阪市城東区成育3-13-6 大和工業ビル3F・4F
TEL: 06 (6932) 6101・6102 FAX: 06 (6934) 0126



うめ

掲載 令和7年分 確定申告のポイント

◆ 2月の税務と労務

- 国 税 令和7年分所得税の確定申告 2月16日～3月16日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 贈与税の申告 2月1日～3月16日
(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)
- 国 税 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月2日
- 国 税 6月決算法人の中間申告 3月2日
- 国 税 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 3月2日
- 国 税 決算期の定めのない人格なき社団等の
法人税の確定申告及び納付 3月2日

2月

(如月) FEBRUARY

2026(令和8年)

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
・	・	・	・	・	・	・

地方税 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付

市町村の条例で定める日



所有不動産記録証明制度 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。

令和7年分確定申告のポイント

今年の確定申告は、基礎控除や給与所得控除の改正、特定親族特別控除の創設などの改正点がありますので、ポイントを確認します。

令和7年分の確定申告書の提出期限は、令和8年3月16日（月）です。



基礎控除の改正

従来、基礎控除額は最高48万円でしたが、10万円引き上げられて58万円になりました。さらに低所得者層の税負担に配慮する観点から、基礎控除の上乗せを恒久的措置として行うことになりました。【下図参照】

基礎控除の改正に伴って、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も改正されました。具体的には、扶養親族と同一生計配偶者の合計所得金額の要件とひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下に、勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下に、それぞれ10万円引き上げられました。

給与所得控除の改正

物価上昇と就業調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げら

れました。

具体的には、昨年までは給与の収入金額が162万5千円以下の人の控除額は55万円で、それ以上の人は一定の算式で計算した金額が給与所得控除額でした。これが、給与の収入金額が190万円以下の人の控除額が65万円になりました。給与の収入金額が190万円を超える人の給与所得控除額には、改正はありません。

給与所得控除の改正に伴って、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円に引き上げられました。

特定親族特別控除の創設

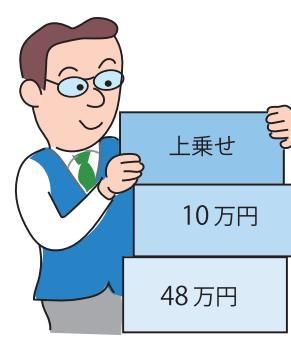
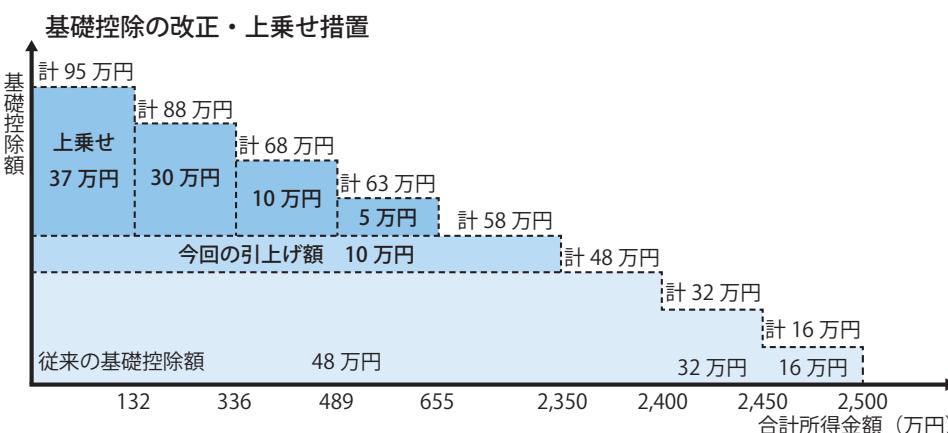
特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。ただし、配偶者や青色事業専従者として給与の支払いを受ける人、白色事業専従者を除きます。

特定親族の合計所得金額が85万円以下の場合は、特定扶養親族と同額の所得控除が受けられ、85万円を超えた場合でも控除額が段階的に遞減する仕組みになっています。【次頁図参照】

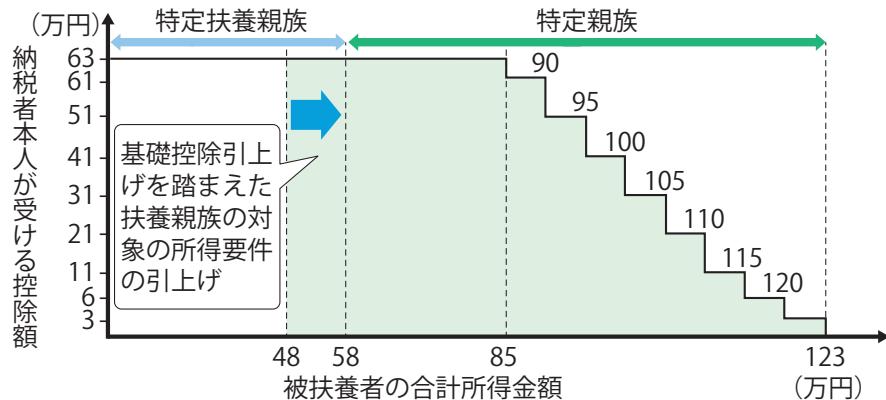
住宅ローン控除の拡充

急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、子育て世帯等について、住宅ローン控除における借入限度額の上乗せが行われました。

子育て世帯等とは、18歳以下の扶養親族を有する者、又は、自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者をいいます。借入限度額は、500万円から1千万円上乗せされています。



特定親族特別控除のイメージ



確定申告チェック表

(令和7年分用)

①確定申告が必要な人

区分	項目	チェック内容	<input checked="" type="checkbox"/>
対象者 (主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	給与収入が年間2,000万円を超える		<input type="checkbox"/>
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	<input type="checkbox"/>
	2か所以上から給与をもらっている		<input type="checkbox"/>
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に貸付金利子や賃借料などの支払いを受けた		<input type="checkbox"/>
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は不要	<input type="checkbox"/>
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		<input type="checkbox"/>
	譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算ができる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 雑所得(業務)で一定の人は、収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>

②確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	<input checked="" type="checkbox"/>
所得控除 (主な例)	医療費控除	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上 差引負担額から所得金額の5% (最高10万円)を差し引く 医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	<input type="checkbox"/>
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	特定扶養親族・特定親族	対象者は、扶養親族のうちH15.1.2～H19.1.1生まれの人	<input type="checkbox"/>
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下 夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	<input type="checkbox"/>
	ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得58万円以下、事実婚の状況にない	<input type="checkbox"/>
	配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	<input type="checkbox"/>
主な 税額控除	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	<input type="checkbox"/>
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超は、適用不可 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充有り	<input type="checkbox"/>
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	<input type="checkbox"/>
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があつても記載する	<input type="checkbox"/>
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	<input type="checkbox"/>

2月の労務 ピックアップ (年金制度改正) 高年齢労働者の活躍支援

令和8年4月より、在職老齢年金制度が改正されます。この制度は高齢の労働者が働きながら老齢厚生年金を受給し、報酬と年金の合計が一定額（支給停止調整額）を超えるときに、年金額の全部または一部が支給停止となる仕組みです。この支給停止調整額が月額62万円（令和6年度価格）に引き上げられます（令和7年度は51万円）。

年金受給額を勘案しながら、就労日数や就業時間の調整を希望する高年齢労働者もいますので、人事・労務の担当者は今回の改正内容を把握したうえで、相談に応じるための準備を行っていくとよいでしょう。

〈計算例〉

従来：報酬47万円 + 厚生年金10万円 = 57万円 → 支給停止調整額51万円を超える額（6万円）の1/2を支給停止

改正：合算額57万円が、支給停止調整額62万円を超えないため、全額支給

一括評価金銭債権の範囲

普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額等が1億円以下であるもののうち一定のものは、貸倒引当金の繰り入れをすることができます。貸倒引当金の繰入限度額は、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分して計算することとされています。一括評価金銭債権とは、売掛金や貸付金といった金銭債権で、個別評価金銭債権を除いたものをいいます。

具体的に、一括評価金銭債権に該当するものは、次のような金銭債権です。

1. 売掛金、貸付金
2. 未収の譲渡代金、未収地代家賃等、貸付金の未収利子などで、益金の額に算入されたもの
3. 他人のために立替払いをした場合の立替金(ただし、前払給料や概算払旅費などのように、将来精算される費用の前払いとして一時的に立替金などとして経理されている金額を除く)
4. 未収の損害賠償金で益金の額に算入されたもの
5. 保証債務を履行した場合の求償権
6. 売掛金などの債権について取得した受取手形で裏

書譲渡したものや割引をしたもの

7. その他一定の債権

一方、債権であっても、預貯金やその未収利子、未収配当などの債権や、敷金・保証金などの債権、手付金や前渡金などのように資産の取得の代価や費用の支出に充てるものとして支出した金額などは、一括評価金銭債権に該当しません。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に貸倒実績率を乗じて計算します。中小法人などの一定の法人については、上記の方法に代えて法定繰入率に基づく計算によることも認められています。



土地の贈与 ～賃貸借と使用貸借の違い～

同じ人が貸家とその敷地を所有している場合に、その敷地の贈与を受けたときは、貸家建付地の贈与を受けたことになります。貸家建付地の価額は、自用地としての価額から、自用地としての価額に借地権割合と借家権割合と賃貸割合を乗じた金額を差し引いて求めます。この評価の対象となる宅地は、借家権の目的となっている家屋の敷地の用に供されている宅地なので、借地借家法の適用がないとされている「社宅」の場合は、貸家建付地の評価は行いません。

一方、使用貸借で借りている土地の上に貸家を所有している場合にその敷地の贈与を受けた時は、貸家建付地ではなく自用地の贈与を受けたことになります。なぜなら、使用貸借で土地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われるからです。

経理の豆知識

残高試算表の作成

会計業務では、日々のお金のやり取りをまとめて確認するため、様々な会計資料を作成します。作成する会計資料の一つに、残高試算表があります。

残高試算表は、勘定科目ごとに借方と貸方の残高を計算してまとめた表です。決算のときには、決算整理仕訳の前と後にそれぞれ残高試算表を作成することが一般的です。残高試算表は、法的には作成義務はありませんので、決算時のみ作成する企業もあると思いますが、それ以外の時に作成する企業も多くあります。

定期的に残高試算表を作成すると、自社の業績をより早く確認することができ、早い段階で経営改善に取り組みやすくなります。前年同期や前月・前々月などと比較することも可能です。また、金融機関から融資を受ける際にも、資料として提出することで企業の現況を表した資料として扱われます。